

鳩 生 園 ホ ー ム ヘ ル プ サ ー ビ ス
指 定 訪 問 介 護 事 業 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人上村鳩生会（以下「法人」という。）が開設する鳩生園ホームヘルプサービス（以下「ホームヘルプサービス」という。）が行う指定訪問介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 鳩生園ホームヘルプサービス
- 2 所在地 神奈川県藤沢市片瀬海岸1丁目7-9

(事業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所の勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務1名）
管理者は、従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 2 サービス提供責任者 5名
サービス提供責任者は、本事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、相談業務、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- 3 訪問介護員等
 - (1) 介護福祉士 14名（常勤兼務8名 非常勤兼務6名）
 - (2) 2級課程修了者 9名（非常勤兼務9名）訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。
- 4 事務職員 1名（常勤兼務）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日まで
- 2 営業時間 午前7時00分から午後21時00分までとする。
ただし、電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。
時間外・休日については応相談。
- 3 定休日 12月29日より1月3日
(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割（2割又は3割）の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 生活等の相談及びその助言

2 次条の通常の事業実施地域を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。その費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

3 利用料の支払いは、利用者が指定した銀行又は郵便口座から指定期日に引き落とすこととする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、下記の藤沢市・鎌倉市の一部区域とする。

（藤沢市） 鶴沼海岸 鶴沼桜が岡 鶴沼松が岡 鶴沼橋 鶴沼東 鶴沼藤が谷 鶴沼石上
本鶴沼 辻堂東海岸 辻堂西海岸 辻堂 辻堂太平台 辻堂元町 片瀬 片瀬海岸
片瀬山 片瀬目白山 江ノ島
（鎌倉市） 腰越 津西

（虐待の防止のための措置）

第9条 利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、以下に定める措置を講じるものとする。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定する。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針を整備するものとする。
- 4 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 5 サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

（身体拘束の適正化に関する措置）

第10条

- 1 サービス利用にあたり、利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 2 やむを得ず身体拘束を行う場合はその様態、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 身体拘束適正化のための指針を整備し、従業者に対する研修を定期的に行う。

（感染症の予防及び蔓延防止のための措置）

第11条 事業者は感染症が発生し、または蔓延しないように以下に定める措置を講じるものとする。

- 1 感染症予防及び蔓延のための対策を検討する委員会を年に2回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底するように図る。

- 2 感染予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、感染症予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

(事業継続計画の策定)

第12条

- 1 事業者は利用者に対する必要な居宅介護支援が継続的に提供できる体制を構築する観点から、火災・風水害・地震等の自然災害ならびに新型コロナウイルスなどの感染症に対処するための事業継続計画を策定する。
- 2 事業者は従業者に事業継続計画を周知するとともに必要な研修及び訓練を年1回以上実施する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項が法人とホームヘルプサービスの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

平成15年10月1日	改正	第4条	員数の変更
平成16年4月1日	改正	第4条	員数の変更
平成18年4月1日	改正	第4条	員数の変更
平成20年10月8日	改正	第5条	営業日及び営業時間
平成20年12月1日	改正	第4条	員数の変更
平成21年6月1日	改正	第4条	員数の変更
平成24年2月10日	改正	第5条	営業日及び営業時間
平成24年5月1日	改正	第4条	員数の変更及びサービス提供責任者の員数の変更
平成24年9月1日	改正	第5条	営業時間の変更
平成24年9月1日	改正	第4条	サービス提供責任者の員数の変更
平成25年2月21日	改正	第4条	サービス提供責任者の員数の変更
平成25年4月1日	改正	第4条	サービス提供責任者の員数及び従業員数の変更
平成27年1月1日	改正	第4条	サービス提供責任者の変更及び従業員の変更
平成27年4月1日	改正	第4条	サービス提供責任者の員数の変更
平成28年3月1日	改正	第4条	管理者の変更
平成28年3月1日	改正	第4条	サービス提供責任者の変更及び従業員の変更
平成28年6月1日	改正	第4条	サービス提供責任者の変更及び従業員の変更
平成30年11月1日	改正	第8条	実施地域の変更
令和1年11月1日	改正	第8条	員数の変更
令和2年3月1日	改正	第4条	サービス提供責任者の変更及び従業員の変更
令和4年4月1日	改正	第4条	サービス提供責任者の変更及び従業員の変更

令和 4年10月1日 改正 第8条 員数の変更
令和 6年 6月1日 改正 第9条 虐待の防止のための措置
第10条 身体拘束の適正化に関する措置
第11条 感染症の予防及び蔓延防止のための措置
第12条 事業継続計画の策定